

上里町型下水道用鋳鉄製マンホールふた（防護ふた）
認定基準及び認定申請提出要領

1 目的

上里町の公共下水道事業において使用する下水道用鋳鉄製マンホールふた（防護ふた）を認定する場合の基準として規定する。

2 認定基準

ふたの認定については、製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。（様式第1号）
- (3) 上里町型下水道用鋳鉄製マンホールふた（防護ふた）性能規定書に適合し、上里町が行う製品検査に合格すること。（様式第2号、様式第3号）

3 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第4号、様式第5号）

4 認定期間

認定の有効期間は原則3年とする。

5 認定の更新

認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付資料を省略することができる。

また、認定基準に基づき審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第6号）

6 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において、下記の事項が発生したときは上里町の認定を取り消すものとする。（様式第7号）

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合
- (5) 製品の欠陥により重大な事故が発生した場合

7 その他

- (1) 上里町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じて立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、上里町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 上里町が行う製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。

(4) この基準に疑義が生じた場合には、原則として上里町の指示により決定し、内容が軽微なものについては上里町と製造業者の協議により決定するものとする。

8 提出書類

提出書類はA4版ファイル綴じとして提出するものとする。

9 申請期間

随時とする。

*立会検査の内容及び実施については上里町と協議により決定するものとする。